

指定種苗制度の概要

1 指定種苗制度とは？

農林水産大臣が指定した特定の種苗を販売する際には、原則としてその包装等に一定の事項を表示しなければなりません。このような表示制度を、「指定種苗制度」と言います。制度の目的は、外見からだけでは判断のつきにくい種苗の品質を広く生産者にお知らせすることによって、より良い種苗を供給し、農林水産業を振興することにあります。

近年、食の安全・安心を求める消費者の声に応えるため、農薬使用に関する法令改正が行われ、農薬の使用回数を遵守する義務が生じました。このため、種苗生産者から収穫物生産者に対して農薬使用についての情報を伝達し、収穫物生産者が農薬取締法違反を問われないようにする必要が生じました。

このような状況を受けて、今回指定種苗制度においても、収穫物を生産する農家等が農薬を適正に使用できるように、情報を伝達すべき指定種苗の範囲を拡大し、あわせて、種苗についての農薬使用履歴（食用農作物の種苗等に対して使用した農薬の有効成分名、回数等）を明らかにするための改正を行ったところです（平成17年6月21日施行）。

2 指定種苗の種類と表示事項

農林水産大臣によって指定種苗に指定されているのは、別表1の種苗です。

指定種苗に指定された種苗を販売する際には、原則として、別表2の事項を包装容器等に表示する必要があります。

3 種苗業者の届出

指定種苗制度では、指定種苗の販売を業としている者を「種苗業者」と呼びます。指定種苗を販売しているのであれば、農家も種苗業者になります。種苗業者は、原則として、農林水産大臣に届出を出さなければなりません。届出義務がないのは、都道府県及び種苗業者以外の一般消費者や農家等に指定種苗を販売する者です。

農家であっても農協であっても市場であっても、「種子や苗を、指定種苗の販売を業としている者（＝種苗業者）に売っている」のであれば、届出が必要となります。

この届出は、誰が、どこで、何を売っているのか、を農林水産大臣に知らせるためのものです。許可や認可、証明書等とは関係がありません。

〔別表1 農林水産大臣が指定する種苗〕

1. 穀類の種子・苗
2. 豆類の種子・苗
3. いも類の茎・根・苗
4. 工芸作物のうち、糖料、でんぷん、油脂料、香辛料、薬料に利用される農作物の種子・苗・穂木・茎・根
5. 野菜（食用花きを含む）の種子・苗・穂木・台木・茎・根・葉・芽
注）葉などを直接食べるミント等はここに含まれます。
6. 飼料作物の種子
7. 果樹（15種の苗木と穂木に限る）
8. 花き（32種に限る：きんぎょそうの等の種子、ペゴニアの種子と球根、りんどうの種子と苗、アイリス等の球根、カーネーション等の苗、つつじ等の苗木、ばらの苗木と穂木）
9. 芝草（18種の種子に限る）
10. きのこと（32種の菌種に限る）

〔別表2 表示しなければならない事項〕

1. 表示をした種苗業者の指名（法人は名称）及び住所
2. 種類及び品種（接ぎ木した苗木（果樹）は、穂木及び台木の種類と品種
3. 生産地（国内産は都道府県名、外国産は国名）
4. 種子については、採種の年月（又は有効期限）及び発芽率
5. 数量（重量、体積、本数、個数等）
6. (1) 食用農作物等の種苗に農薬を使用した場合は、その旨並びに使用した農薬に含まれる有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数を表示。（農薬の容器・包装に使用時期・使用態様ごとに記載されている場合は、その時期・態様毎の使用回数を書かなければなりません。）
(2) 食用農作物等以外の農作物の種苗であって農薬により病虫害の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含まれる有効成分の種類を表示。
(3) 種菌については、(1)に加えて、製造の年月及び有害菌類（トリコデルマ）の有無を表示。
※農薬の使用回数を表示しなければならない「食用農作物等」とは、別表の1から6までの植物と10のきのこです。果樹、花き、芝草については、農薬の使用回数の表示は必要ありません。
※表示方法は、次のいずれでも構いません。
 - 包装、容器への表示
 - 納品書等添付する証票に表示
 - 掲示その他見やすい方法による表示